

答 申

諮問第134号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年7月19日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年8月5日付け技第547号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年8月19日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、証拠がありながら判定が不可能である理由が全く分からない。実施機関の行った非開示決定を取り消し、異議申立人が開示請求するその判断基準についての情報の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行

わなかった。

- (1) 自分が被害者となる建設業法（昭和24年法律第100号）第3条違反の請負代金500万円を超える一連の、一現場、一定期間に継続して行われた改修工事（一件の工事）である管工事の請負契約を示す請求書・領収書等を提出しているにもかかわらず、証拠がありながら判定が不可能である理由が全く分からない。また、建設業法第19条に規定する工事明細等の請負契約書を管工事業者が一切発行しない違反事実も確認しているにもかかわらず、建設業法違反であるかどうかの判断を避け、「判定は依然不可能である。」としている。
- (2) 発注者保護を目的とした法律が建設業法であり、本件建設業法施行に基づく監督機関は和歌山県技術調査課であるので、違反業者に対する厳正な対応を求めるとともに、未だ建設業法違反業者による発注者の被害が継続しているので、適正な情報開示、及び対応を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に至る経過と本件異議申立書添付供覧文書について

異議申立人より平成26年1月10日付けで、自身が発注した工事の受注業者が建設業法等に違反する行為を行ったとして、県に是正を求める苦情申立てがあった。県は、その申立てに基づき調査を実施し、受注業者に対し行政指導を行った。苦情申立てに対する県の対応を確認したいとする異議申立人から別件保有個人情報の開示請求を受け、部分開示決定を行ったというのが経過である。

本件異議申立書に添付されていた平成26年5月29日付供覧は、苦情申立人より反論書が届き、供覧手続きをとったものであ

る。その供覧文書には、苦情申立書に基づく調査を行った上で、業者に対し行政指導を行っているが、業者と苦情申立人の主張を比較した表が記載されている。請負契約成立に必要な合意内容が不明であり、建設業法違反となる「一件の工事」であるかどうかの判定は依然不可能であるため、この反論書については受理するものの「行政指導済み」として保管に留めたことも記載されている。

2 本件処分について

実施機関では、本件開示請求の前段の『建設業法違反となる「一件の工事」であるかどうかの判定の基準となる情報』（以下「①」という。）については、国及び当県において建設業法違反となる「一件の工事」であるかどうかの判定の基準はなく、開示する公文書は存在せず、また、本件開示請求の後段についても『口頭契約として請負契約書を提出しないことが、建設業法第19条違反とならない理由がわかる情報』（以下「②」という。）についても、開示する公文書は存在しないため、「作成又は取得していないため」の理由により非開示決定を行った。

建設業法第3条第1項ただし書の政令で定める「軽微な建設工事」とは何であるかについては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2で、「建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事」である旨規定されており、500万円未満という数字が出てくる。また、施行令第1条の2の2号で「ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。」とあり、合理的な理由があれば契約を分割できることとなっている。

また、建設業法第19条の中で、「建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。」とあり、契約書がなく口頭契約であっても建設業法第19条に抵触するが、罰則規定はなく訓示規定であり、無効な契約とは判断していない。

ただし、今回は契約書自体がないということと、発注者と施工業者の間で契約の内容についての主張が合致せず、契約内容の合意がどこにあるのか実施機関ではわからないため、建設業法違反となる「一件の工事」であるかについては、判断のしようがなかった。今回のように工事が何度も追加される場合は、例えば発注者が施工業者に契約を結んで欲しいという強い要望があるにもかかわらず、施工業者がそれを拒否するとか、別契約にしてほしいと意図的にする等の行為がなければ、明らかとなる証拠としては契約書しかないと考えている。つまり、発注者保護の概念で、両当事者の契約となるため、その追加の部分が、これは主たる契約の増額変更契約と言えれば一件の工事になり、別々に行うと言えれば別工事となり、当事者において確認することで、両当事者が納得すれば何ら問題がないと考えている。

今回の開示請求を受けて、技術調査課担当者が国土交通省建設業課許可担当者に直接架電し、「一件の工事」について基本的には契約書単位で判断することや、建設業法第19条違反であっても訓示規定として罰則は設けず、契約も有効かどうかを念のため確認した記録（以下「聴取記録」という。）は、課内で供覧等しておらず、技術調査課担当者の個人メモである。よって、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」の理由により、非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その目的を第1条で規定しており、「県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、県の総合的な情報公開の施策に関し必要な事項を定めること」を手段として、「県の機関の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で

民主的な開かれた県政を一層推進する」ことを目的とするものである。

したがって、当審査会は県民の公文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、審査することとした。

2 本件開示請求対象公文書の存否について

本件では、開示請求対象公文書の特定にあたっては、①及び②に係る公文書の有無について、実施機関と異議申立人の間で見解に相違があり、実施機関は、公文書を「作成又は取得していない」として、非開示決定を行ったものである。

したがって、当審査会は、実施機関の公文書の存否について審査する。

(1) ①の該当性について

ア 実施機関は、①について、「一件の工事」が500万円以上か否かについては、通常は契約書により金額や意思表示の合致が明らかとなるため、判定の基準となる情報は存在せず、これに係る国の通知はないと説明するところ、異議申立人の求める情報の記載された公文書はないとの実施機関の説明は、不自然で不合理な点はない。

イ また、実施機関は、聴取記録について、個人メモの扱いを行っているとの説明があり、インカメラ審理により見分したところ、他の職員に周知することなく、事務担当者が保管していたことも含め、個人のメモであり、公文書としての認定はできないものと判断した。

したがって、①の請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できるものである。

(2) ②の該当性について

実施機関は、契約書がなければ建設業法第19条に抵触するため、請負契約書を提出しないことが建設業法第19条違反とならない理由がわかる情報は保有しておらず、開示する公文書はないとの実施機関の説明は不自然で不合理な点はない。

く、開示する公文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、②の請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できるものである。

3 本件処分の妥当性について

以上から、実施機関が①及び②の請求について、「作成又は取得していないため」の理由により、本件処分を行ったことは、妥当であると認められる。

4 その他

異議申立人は、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町内の個人の業者を違法な業者であるとして苦情申立てを行い、本件処分に対する異議申立書にその苦情申立書の反論書に係る実施機関の供覧文書を添付してきたが、実施機関は、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町内の個人の業者を違法な業者であると認定したものではないと主張する。

しかし、本答申については、条例第19条の規定に基づき実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行った非開示決定についての妥当性を判断するにとどまるものであり、本件処分の背景となった事実の存否や当否について判断するところではない旨、付記しておく。

5 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年8月28日	○諮問（実施機関）

平成26年9月11日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年9月24日	○異議申立人からの意見書を受理
平成26年11月18日	○審議
平成26年12月15日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成26年12月24日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年1月13日	○審議
平成27年2月16日	○審議
平成27年3月11日	○審議
平成27年4月10日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 7 月 19 日	建設業法違反となる「一件の工事」であるかどうかの判定の基準となる情報、及び口頭契約として請負契約書を提出しないことが、建設業法第 19 条違反とならない理由がわかる情報。